

平成31年2月4日

燃費及び排出ガスの抜取検査の不正事案における再発防止策実施状況について

平成30年8月8日に報告しました「燃費及び排出ガスの抜取検査の不正事案を受けた確認の実施結果について」における再発防止策について、実施状況を下記の通りご報告致します。

記

平成30年8月8日に報告した再発防止策（1）～（4）の各事項についての実施状況

（1）管理項目の指示

品質保証部門にて、法規を解釈し、検査現場で管理すべき試験環境や条件等を作業標準・基準に落とし込む際に、専門的知識のある他部門と多角的に検証を行なうことにします。

（実施状況）

再発防止に先立ち、品質保証部門に加えて専門的知識がある自動車型式の認証を取得する部門及び完成検査を実施する部門と協働し、現行法規の読み解きを行い検査現場で実施している事項と差異がないか改めて確認しました。結果、不適切な事項は認められておりません。

再発防止策として、法規改正等があった場合に上記の部門と法規内容を読み解き適切な検査方法を立案することで、法規要求と検査実務の整合性を図るようチェック態勢を見直しました。

（2）測定結果の有効性判断

排出ガスの測定後、逸脱時間を含めた測定結果をチャート図に印刷できるようにして、測定した検査員の現場リーダ及び監督者が、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 別添44」が定める運転速度の許容される逸脱時間内であること（トレースエラーがないこと）を確認した上で、有効な測定結果とするようにしました。

（実施状況）

平成30年8月8日から平成31年1月29日までの期間に合計28台のモード排出ガスの測定を行ないました。28台分の測定結果について現場リーダ及び監督者が内容を確認したところ、運転速度の許容される逸脱時間を超えたことはありませんでした。

また、測定室の温度や設備条件についても確認して適切であったことから、全て有効な測定結果と判断しました。

今後も当該業務が適正かつ継続的に実施できていることを品質保証部門が行なう内部監査で確認するよう、監査チェックシートに当該業務が決めた通り実施していることを確認する項目を追加しました。

(3) システムによるトレースエラーの自動発見

測定時にトレースエラーが起きた場合、測定機が自動で発見して測定を中止するなど、人に代わりシステムの的に判定できないか、測定機メーカーと検討を進めます。

(実施状況)

人に代わったシステムの的な判定等については測定機メーカーと仕様を決めているところで、平成31年5月にシステムを導入する予定です。

なお、公正性をさらに向上させるため、ログデータの自動保存及びデータの改ざん防止機能も同時に導入する予定です。

(4) 検査員の教育・技量維持向上

改めてトレースエラーに関わる法規と問題点について教育を行い周知徹底を図りました。トレースエラーが発生した場合には、起こった事象を確認して対応策等を検討し、全検査員による共有を徹底することにしました。これにより「注意すべき箇所、タイミング、対応方法」等のノウハウをさらに蓄積・共有し、検査員の技量の維持向上に努めてまいります。

(実施状況)

モード排出ガス測定における管理方法を定めた規定を改正するとともに、平成30年10月19日及び平成30年10月29日に検査員に対して改めて教育を実施しました。

また、排出ガスの測定後に測定結果をチャート図に印刷したものを現場リーダ及び監督者が確認していますが、運転速度の許容される逸脱時間を超えたことはなく、検査員による測定の技量は維持されていると考えます。

なお、検査職場の朝礼にて、トレースエラーを含め前日の検査における失敗点や反省点等を報告して対応策等について相談・共有することにしていきます。

以上